

平成26年8月1日から イベント会場で火気器具等を使用する場合、 消火器の準備が必要となります！

～釧路北部消防事務組合火災予防条例の一部が改正されました～

◎条例改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場で発生した、死者3名、負傷者56名という甚大な被害をもたらした火災を受け、釧路北部消防事務組合火災予防条例を一部改正し、火災予防対策の強化を図ることとしました。（平成26年8月1日施行）

◎条例の主な改正点

- ・不特定多数の者が集まるイベントで火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要になります。
- ・露店、屋台等を開設する場合は露店等の開設届出が必要になります。（火気器具等を使用する場合に限ります）
- ・屋外での大規模なイベントで消防署長が「指定催し」に指定したものの主催者は、「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出が必要となります。



◎対象となるイベントについて

- ・地域のお祭り、花火大会、展示会、学園祭など、不特定多数の来場者が集まる催しで、火気器具を使用する場合は対象となります。
- ・近親者によるバーベキューのような個人的なつながりによる催しや幼稚園等の関係者のみのもちつき会のような面識のある方のみが参加する催しなどは、対象となりません。

◎対象となる火気器具等とは

固体・液体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具。
例) コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など



※各種届出書は標茶消防署に取りに来て頂くか、標茶消防署ホームページ内の「申請書・届出書ダウンロード」のページで取得できます。

条例改正のQ&A

消火器について

Q1. どのような消火器を準備すればいいのですか？

A1. 一般的な粉末消火器などで「検定マーク」が付いているものを準備して下さい。
※水バケツ、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は適していません。

Q2. 消火器は誰が準備すればいいのですか？

A2. 原則として火気器具等を取扱う人が準備して下さい。
ただし、主催者側で準備するようであればその消火器を設置して下さい。準備しないようであれば、個々で準備して下さい。

Q3. 消火器は何本くらい必要なのですか？

A3. 原則1つの火気器具等に対して1本必要となります。
ただし、1露店内に複数の火気器具を同一の者が使用する場合は、それぞれの火気器具から歩行距離で20メートル以内1個となるよう設置する事が出来ます。

Q4. 公民館等の敷地内（屋外）で地域のお祭りを行う場合には、公民館等に設置している消火器を屋外に持ち出して設置してもよいですか？

A4. 公民館等の室内に設置している消火器は建物に対して設置しているので、別で準備して下さい。ただし、公民館等の室内において（雨天等で）お祭り等の催しを行う場合は建物内に設置している消火器があるので個別に用意する必要はありません。

Q5. お祭り会場の一角において露店としてではなく、自由に使用できるようバーベキューコンロを並べている場合にも消火器は必要ですか？

A5. その様な場合も必要となります。その場合、歩行距離で20メートル以内ごとに1本となるよう消火器を設置して下さい。

露店等開設の届出について

Q1. 誰が届出を提出するのですか？

A1. 届出者は「露店等を開設しようとする者」です。1つの催しで複数の露店が開設される場合には、主催者や施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出るようにして下さい。

Q2. いつ届出を提出すればよいですか？

A2. 露店等を開設する場合（火気器具等を使用する場合に限る）は、開催する日の3日前までに届け出て下さい。その際に露店等や火気器具等、消火器の設置場所を記した略図も添付して下さい。

なお、必要に応じて消防職員が現地確認・防火指導に伺います。

指定催しについて

Q1. 「指定催し」とはどのようなものですか？

A1. 指定催しとは、1日当たりの人手予想が10万人以上、又は露店等が100店を超える屋外での大規模なイベントで消防署長が指定したイベントの事です。

指定催しでは次の事項が必要となります。

①防火担当者の選任

②火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び業務従事の指示

③火災予防上必要な業務に関する計画の提出

※現在標茶町で行われているイベントで、該当するものではありません。

ご不明な点は標茶消防署予防広報係（☎485-2021）まで
ご遠慮なくお問い合わせください。